

国語辞書と性差別イデオロギー

佐竹 久仁子

1. はじめに

国語辞書の性差別性をめぐっては、これまでもいくつかの指摘があった。そこで明らかになったのは、語義の解釈や用例が女と男のステレオタイプによっており、また女を否定的に描いているということである^(注1)。本稿では、これら明白な性差別表現に加えて、あまり気づかれにくい(それだけに強力な)性差別イデオロギー——「人の基準は男である」というイデオロギー——が国語辞書の中に入りこんでいることをまず明らかにする。そして、辞書という権威が性差別イデオロギーを再生産する事情と辞書の性差別性が成立する要因について論じる。本稿は、伝統的な国語辞書の果たすイデオロギー的役割についての分析と考察をおこなうものだが、それをとおして国語辞書の性差別性に対抗するための道筋をさぐっていきたい。

2. 《人＝男》イデオロギー

田中1984は、新聞の表現を分析して、「ニュースの対象が記述される際には、なにごとにつけ“男が基準”という暗黙の前提が支配する」「女性が“男性＝人間”から徴づけられ(marked)、区別されていく」と述べる。また、中村1995は、「男が人間の基準であり、女は基準から逸脱した存在である」という考えかたを「人間＝男観」と名づけ、「「人間＝男観」は、「性差別・家父長制・男支配」のイデオロギーを支え正当化する機能を果たしている重要な考え方のひとつである」とし、英語でも日本語でも「人間＝男観」による言語現象が広く存在することを指摘している。これらで指摘されているとおり、人間の基準を男とする《人＝男》イデオロギーは、社会に深く浸透している。

《人＝男》イデオロギーは、言語現象としては以下のA・Bのようにあら

われる。

A. 性別カテゴリー情報を含んでいないはずの語が女を排除し男のみを指示する——女はかならず女であることが示される。

B. 男を意味する語が人一般を代表する——女を意味する語は女しか指示しない。

このような言語現象は、日常のディスコース(言説)のなかに広範に存在し、もちろん国語辞書のばあいもその例外ではない。3.では、まずこの国語辞書の実態についてみていく。

3. 国語辞書の性別カテゴリー情報記述

3.1 女の武士はいたか

国語辞書では、語を定義する際の性別カテゴリー情報の記述に、執筆者の《人＝男》イデオロギーが(おそらく意識的にではなく)表明される。たとえば、つぎのような語義説明のしかたがなされる(【 】は見出し語。[]は本稿での辞書名の略称。3.2 参照。なお、下線は筆者、以下同じ)。

【武士】昔、武芸を身につけ、軍事にしたがった者。さむらい。もののふ。武者。[新選]

【好々爺】善良でやさしい老人。[大辞]

【山男】①(略)②(略)③登山歴の古い人。また、登山の愛好者。[学研]

【ガンマン】(西部劇などで)銃・ピストルの使い手。[集英]

【紳士】①(略)②品格があつて礼儀にあつい人。③(略)④(略)[広辞]

【暴漢】乱暴なふるまいをする人。あばれもの。乱暴者。[言泉]

【老兄】①(略)②年長の友を尊敬した言い方。[三省]

これらの定義を文字どおり受けとるならば、いずれの語も女を含むことになる。だが、女の武士はいたのか、善良でやさしい女の老人も好々爺と呼ばれるのか。そんなことはないはずだ。これらの語が指すのは男のみであることを、わたしたちは経験と知識から判断できる。ここには2.であげたAとBが不可分の形で融合してあらわれるといえる。すなわち、〈男〉は性別カテゴリー情報を含まない〈人〉として定義され(B)、その〈人〉は

〈男〉である(A)、と。このように男のみが指示対象であることが明らかな語でも、それが示されていない例はけっしてめずらしくはない。辞書をひくとき、わたしたちはしばしば「〈人〉は〈男〉である」という解釈実践を強いられている。「英雄」が「才知・武勇などに特にすぐれ、大きな事業をする人。」と定義され、その子見出し「英雄色を好む」が「英雄といわれる人は女色を好む傾向が強い。」と説明されたり(〔集英〕)、「勇士」が「勇気のある人。いさましい人。ますらお。」(〔広辞〕)と定義されたりするとき、この「人」は男だけを意味していると解釈せざるをえないのである。

一方、女を指す語にはけっしてこのようなことはおこらず、常に女として定義される。この語は男も指すのだろうかなど考える必要はまったくない。たとえば、対称的にみえる「兄^{けい}」と「姉^し」で、「兄^{けい}」は「先輩または同輩に対する敬称。」であるのに対し、「姉^し」は「女性に対する敬称。」である(〔広辞〕)。この定義者には、先輩や同輩といえど男もいれば女もいるということなど思いも及ばないらしい。また、歴史的な地位や身分をあらわす語についても、女のばあいはかならずその性に言及があるのに対して、男のばあいはやはりそれが示されない。たとえば、どの辞書でも武家時代の地位名称「中老」は、女の地位名称としては「老女の次席の奥女中」のような説明がされるが、男の地位名称としては「家老の次席の重臣」のように男という性には触れられない。「腰元、下仕え、中臈、典侍、内侍」などが女の身分であることは明示されるのに、「防人、公卿、大名、旗本、与力、公爵、伯爵^(注2)」などが男の身分であるということは、辞書では無視されるのである。

3.2 性別カテゴリー情報記述のゆれ

国語辞書の性別カテゴリー情報の記述態度は、3.1でみたように指示対象が女か男かで違いがある。女を指示対象とする語については、どの辞書にもかならず〈女〉という性別カテゴリー情報が示されるが、男のばあいはそうとは限らない。男を指示対象とする語を〈男〉と定義するか〈人〉と定義するかは、執筆者によって恣意的になされているところがある。また、

その語が日常の文脈でしばしば〈人〉の意味で使用されている状況が観察されるとき、それをどう解釈するかは執筆者によって異なるばあいがある。その結果、同じ語でも辞書によって性別カテゴリー情報〈男〉の記述があったりなかったりするということがおこる。

ここでは、そういった性別カテゴリー情報記述のゆれの実態をつぎの9種の国語辞書についてみてみた。〔 〕は本稿での略称)

『岩波国語辞典第六版』〔岩波〕・『学研国語大辞典第二版』(学習研究社)〔学研〕・『言泉』(小学館)〔言泉〕・『広辞苑第五版』(岩波書店)〔広辞〕・『三省堂国語辞典第4版』〔三省〕・『集英社国語辞典』〔集英〕・『新選国語辞典第七版』(小学館)〔新選〕・『新明解国語辞典第五版』(三省堂)〔新明〕・『大辞林第二版』(三省堂)〔大辞〕

性別カテゴリー情報〈男〉を含むと判断したのは、以下のようなばあいである。

- a) 「男、男性、男子」という語で定義されているもの。
- b) 親族名称「父、むすこ、兄、弟、夫」という語で定義されているもの。
- c) 同じ辞書で上の a・b の語で定義されている語を定義に用いているもの。

ひとつの語に複数の意味があげられているものは、各辞書でそれぞれ対応する意味ブランチどうしの語釈を比較した。

上記の辞書の6種以上に立項されている語(語釈つきの用例も含む)のうち、性別カテゴリー情報〈男〉の表示に辞書によるゆれがみられるものを以下にあげる。

- 1) 性別カテゴリー情報〈男〉の有無があいなかばする(下の2) 3) 以外) 語
凶漢・無頼漢・兄・貴兄・賢兄・尊兄・奇士・勇士・烈士・修道士・田夫・凡夫・学僕・忠僕・暴れん坊・和尚・貴紳・俠客・兄弟・健児・小姓・三太夫・上人・青年・僧・僧侶・中間・ナイト・パリジャン・坊さん・坊主・老農・若様

2) 1種あるいは2種に性別カテゴリー情報〈男〉が示されていない語

山男・暴漢・大食漢・熱血漢・雅兄・大兄・紳士・農夫・カウボーイ・
プレーボーイ・家僕・義僕・青二才・皇子・御曹司・女たらし・好々爺・
小僧・三助・氏・色魔・壮丁・たいこもち・でっち・出歯亀・蕩児・殿・
ヒーロー・比丘・父兄・プリンス・若い衆・若旦那

3) 1種あるいは2種で性別カテゴリー情報〈男〉が示されている語

学兄・騎士・義士・郷士・藩士・武士・浪士・漁夫・車夫・マン・サラ
リーマン・スーパーマン・スポーツマン・英雄・奸雄・群雄・両雄・老
雄・悪童・足輕・石部金吉・王・OB・オールドボーイ・男伊達・怪傑・
俠勇・キング・緋紳・豪傑・剛の者・御家人・こせがれ・才子・さむら
い・書生・総領・大将・舍人・旗本・番頭・奉行・暴君・もののふ・浪人・
若党・若君

また、性別カテゴリー情報〈男〉の記述のゆれは、語構成要素「-漢」「-士」「-夫」の定義とこれらを含む合成語の語義記述とのあいだの一貫性のなさにもみられる。「-漢」は、すべての辞書で〈男〉と定義されているが、上の例からもわかるように、その合成語ではかならずしも〈男〉とはされない。「-士」([集英])、「-夫」([大辞])は、〈男〉の定義のもとにつぎのような語例があげられている。

-士：成年の男子。立派な男。「隠士・義士・剣士・高士・策士・志士・諸士・紳士・人士・壮士・多士・閼士・同士・名士・力士」([集英]ただし「諸士」は独立見出しとしては立項されていない)

-夫：公共の労役に出る男。また、一般に労働する男。「駅夫・漁夫・工夫・坑夫・水夫・人夫・農夫」([大辞])

しかし、これらの語例のうち、下線をひいた語は、その項の語釈が〈男〉ではなく〈人〉とされている。

厳密に意味を定義していると思われる辞書で、このようなゆれが存在し、〈人〉が本当に〈人〉であるのか、すなわち女も含まれるのか、実はあいまいであるにもかかわらず、それがあいまいだとして問題になること

はない。辞書の使用者は使用者で、「女であれば〈女〉と明示されるはずだ」「〈人〉といえばそれは男にとってよい」という、社会で支配的な《人＝男》イデオロギーによる解釈実践のルールに従って辞書の記述を解釈するからである。そして、そのルールはもちろん辞書でも通用し、それがまた《人＝男》イデオロギーを再生産することになる。

3.3 総称＝〈人〉・特称＝〈男〉である語の存在

「少年、青年、若者、王、僧、兵士、兄弟、父兄」などのように、男のみの意味で用いられたり女をも含めた〈人〉の意味で用いられたりする語が存在することはたしかである。これらは、具体的な人を指しているばあいは男に限られ、一般的・抽象的に〈人〉を指す文脈では女が含まれることもある、という語である^(注3)。だが、一方その逆の、女のみで意味で用いられたり男をも含めた〈人〉の意味で用いられたりする語は存在しないということに注意しなければならない。〈総称＝人〉〈特称＝女〉という用法の語がないなかで、〈総称＝人〉〈特称＝男〉という用法をもつこれらの語は、「男が人を代表する」「女は例外的に人に含まれることもある」というイデオロギーの語彙化の産物としてとらえることができる。つまり、《人＝男》イデオロギーと切り離すことのできない意味をになった語なのである。

したがって、これらの語について辞書でどのような定義がおこなわれていても、そこでは《人＝男》イデオロギーにそった解釈実践がおしつけられることになる。たとえば、「王」が「国家で、最も上位にある男性の統率者。」[学研]と明確に〈男〉とされていても、「女王」は「女の王。」[同]なのだから、わたしたちは「男性」は〈人〉の代表なのだと読み取らなければならない。また、「青年」が「年のわかい人。十四、五歳から二十四、五歳ごろの若者。」[新選]とされていても、「青年」は具体的には男しか指さないという日常の知識によって、「人」は女ではなく男としてイメージさせられる。そして、「少年」が「年が若い人、特に男子。」[岩波]として示されると、まさに〈人〉といえば「特に」〈男〉なのだと思い知らされることになる。一般的な〈人〉としての定義に続けて「特に男」「ふつう男」「多く

男」「主として男」「狭義では男」と加えるのは辞書の常套表現だが、これこそ《人＝男》イデオロギーの直接的な表出にほかならない。

日本語の人を指示対象とする語彙の体系は、〈男〉を意味する語の〈人〉への総称化と〈人〉を意味する語の〈男〉への特称化という《人＝男》イデオロギーにもとづく意味規則によって構造化されているといえる。これを図式化すれば、[人 {女／男}]ではなく、[人 {女／φ}]（ただし[人＝男]）として示すことができる。たとえば、[少年 {少女／φ}] [王 {女王／φ}]、さらには[悪人 {悪女／φ}] [医師 {女医／φ}] [仙人 {仙女／φ}] [幼児 {幼女／φ}] [老人 {老女／φ}]のように、「女性議員」「女弁護士」「女流作家」などと使われるいわゆる「女性冠詞」はこの構造をたもつために機能している。この構造がこわれて、[人 {φ／男}]（ただし[人＝女]）となること、たとえば、[主婦 {φ／男主婦}] [看護婦 {φ／男性看護婦}] [保母 {φ／男性保母}]は許されない。「主夫」「看護士」「保父、保育士」などの語がすぐさま用意される^(注4)。

このような構造が日本語の語彙体系に組みこまれている以上、その語彙目録としての国語辞書が《人＝男》イデオロギーを再生産することは避けられない。なぜなら、目録中の各語は他の語とそれぞれ上のような構造のもとに関連しあっており、その関連性を理解するには〈男〉の〈人〉への総称化と〈人〉の〈男〉への特称化という意味規則にしたがうことが要請されるからである。

4. 国語辞書の性差別性

ジェンダーのステレオタイプの強調、女の意味の矮小化、そしてここでとりあげた《人＝男》イデオロギーの流布は、国語辞書のおこなう性差別の三本柱だといえる。国語辞書がこのような性差別性を帯びる主な要因は、つぎの1)～3)のようにまとめられる。

1) 日本語の語彙体系自体の性差別性

語彙はその言語で利用可能な語の目録であるといえる。過去から現代にまでいたる性差別的な社会構造と世界観をつくりあげてきた言語が、その

目録のなかに性差別的な意味をあらわす語をもち、語が目録のなかで性差別的に布置されていることはまちがいない。女に関する語と男に関する語の形態上、意味上の非対称性や量的不均衡は日本語の語彙体系の大きな特徴となっている。国語辞書がその忠実な目録として機能するとなると、それは3.3でみたように必然的に性差別イデオロギーを再生産することになる。

2) 主流の言説の解釈から導き出される意味

国語辞書の「女」や「男」、あるいはそれに関する語（たとえば「女らしい」や「男らしい」）についての意味記述は、ジェンダーのステレオタイプそのものであるといえる^(注5)。しかし、その意味記述を「根拠のない」「誤った」ものだというわけにはいかない。それらは日常に主流の言説、社会の支配的言説の適正かつ妥当な解釈から得られる結果なのである。言いかえれば、大多数の人々に共有されている意味が記述されているのである。したがって、辞書の示す意味によれば、他の人々のことばをほぼ誤りなく解釈できる。だからこそ、人は辞書を利用するわけである。

辞書の解釈が主流の言説にもとづいてなされ、その主流の言説が社会の支配的イデオロギーである性差別イデオロギーの影響を大きく受けたものである以上、辞書が性差別性を帯びるのは避けられない。こうして、辞書は、性差別イデオロギーによる言説を産出することになる。そして、トライクラー1985が「辞書の定義というものは、一連の解釈という実践行為を静的に固定した結果であり、それ自体がまた解釈の対象となるものである。ディスコースが辞書を構築するもとになるテキストであるとする、辞書の方もまた、ディスコースを構築するテキストになる。」と述べるように、辞書自身の言説——しかも権威ある言説——がまた人々の日常の言説実践に大きな影響を与え、人々の言説——性差別的な言説を形成していく。辞書の言説と日常の言説とは相互に影響しあう循環的な関係にあり、そのなかで性差別イデオロギーが再生産されているわけである。

3) 男のことばの重視

辞書の意味の定義は、文芸作品、評論、新聞、雑誌、法律、あるいは先行の辞書など書きことばの表現の解釈にもとづいていることが多いが、そ

の表現者の大多数は男が占める。たとえば、[学研] は明治以降の小説・評論・新聞などから用例をとっているが、その小説・評論などの作者251名中、女は21名にすぎない。また、[大辞] で用例の出典としてあげられている近代作家136名のうち女はわずか6名である。広く流通し、大きな影響力をもつ主流の言説は男によるものであるため、意味は男のことばによって定義されることになる。また、意味を解釈し定義するのも主に男である。ここでとりあげた9種の辞書についていえば、編者・監修者はすべて男であるし、執筆にかかわっているのも圧倒的に男である（[学研]・[言泉]・[広辞] [大辞] などの中辞典では9割前後が男である）。

女のことばや女の定義は重視されない。性差別語や性差別表現についてこれまでなされてきた女の批判も無視されたままである。たとえば、夫を指して「主人」ということについての異議申し立ては、すでに以前から女たちによってたびたび表明されているにもかかわらず^(注6)、そのことが顧慮された形跡はみられない。英語圏だけではなく日本でも問題にされている「マン」という語についても同様である。一方、大家(主に男である)のことばであれば、一言一言に細心の注意が払われるようすが[学研]の「序」^(注7)にみえて、対照的であるのが興味深い。そこでは、「文芸作品などで、今までの辞典にあがっていないような非標準的な意味で用いられている例」についても解釈を追加したことが述べられ、「いかに大家の使用例とはいえ、その大家のその作品だけにしか見られないもの(中略)は、残念ながら辞典にのせることは見送った」とされるのである(圏点強調は筆者)。

5. むすび

最後に、国語辞書の性差別性に対抗するにはどうすべきか、簡単にその方向性について触れよう。これには大別してふたつの道が考えられる。ひとつは、これまでにもおこなわれてきたことであるが(本稿の3.もそれにあたる)、現行の辞書の記述内容に対する具体的な批判や異議申し立てによって辞書のもつ権威に挑戦することである。もうひとつはより積極的な道で、新たな発想によるフェミニスト的な辞書の作成である。

5.1 辞書の権威への挑戦

2000年4月、「三国人」発言^(注8)を批判された石原慎太郎東京都知事は、記者会見で『大辞林』を引用し、「辞書には『当事国以外の国の人』という意味で出ている、わたしはこの意味で使った」と強弁した。辞書は「ことばの権威」として大きな力を発揮し、ときにはこのようにことばによる差別を正当化する際に利用されたりもする。人は、みずからが日常的にことばで表現しことばを解釈しているにもかかわらず、ことばの意味を定義する権利はことばの専門家にあると信じている(信じこまされている)。そして、その専門家の定義が記述されているのが辞書だというわけである。「ことばの意味は辞書のなかにある」という、辞書に対する無条件ともいえる信頼感は多くの人に分けもたれている。いままず必要なのは、人々のこのような信念をくずしていくことだろう。

そのためには、辞書に記されている「ことばの意味」はあくまで辞書作成者がおこなう世界についてのひとつの解釈であること、それはその社会のイデオロギー(差別的であれ非差別的であれ)の影響を受けざるをえないことを、具体的な分析によってさらに明らかにしていかなければならない。それはまた、社会の支配的イデオロギーを受けいれている現行の多くの辞書が果たしている差別的機能を相対的に弱めることにもつながる。

5.2 フェミニスト的辞書づくり

従来の伝統的な辞書づくりが性差別性を内包していることは、4でみたとおりである。国語辞書が性差別イデオロギーを流布するのは必然の流れなのである。そこで、これに対抗するには、その批判的分析を土台に、さらにそこから一步進んで、フェミニズムイデオロギーにもとづく辞書をつくりあげ、それに力をもたせていくことがなによりも有効なはずである。その際、英語圏におけるフェミニスト辞書作成のこころみは参考になるだろう。たとえば、そのひとつ、クラマレーとトライクラーによる“*A Feminist Dictionary*”は、序文でこの辞書の目的をつぎのように述べている。「女の言語的貢献を示すような、また、女が世界を記述し考察し理論化する方法

を明らかにするような語・定義・概念を記述すること。女と言語の関係にかかわる言語理論・研究・用法・政策についての問題を明確にすること。女がことばを理解する方法を示してみせること。フェミニストの語彙についての知識を広げること。そして、女と言語に関する研究に刺激を与えること。」イデオロギー的立場を明確にしたこの論争的な辞書から学ぶところは大きい。

重要なことは、ことばの意味を定義する権利を専門家——男から奪い返し、女のことばにもとづいた、女による意味の定義を示していくことである。それはまた、ことばを変える力、新しいことばを生み出す力が女にあることを意味することになる。わたしたちは、日本語についてのフェミニスト辞書の作成を課題とすべきところにきている。いま、日本のフェミニズムは、そのようなプロジェクトを具体化する力をもたなければならない。

注

- (1)たとえば、ことばと女を考える会編（1985）、佐竹（1984）など。
- (2)1884年制定の華族令によれば「第三条 爵ハ男子嫡長ノ順序ニ依リ之ヲ襲カシム女子ハ爵ヲ襲クコトヲ得ス但現在女戸主ノ家族ハ将来相続ノ男子ヲ定ムルトキニ於テ親戚中同族ノ者ノ連署ヲ以テ宮内卿ヲ經由シ授爵ヲ請願スヘシ」とある。
- (3)宮島1977は、これらの語を「意味的中和」の例とし、「性の区別もしばしば「中和」し、そのさい、男性をあらわす単語が全体を代表する」とする。問われるべきは、全体を代表するのはなぜ男をあらわす単語なのか、ということなのである。
- (4)「看護師」は男の、「保育士」は女男両方の資格名である。
- (5)ことばと女を考える会編（1985）に詳しい。
- (6)遠藤（1998）によれば、「主人」論議はすでに半世紀にもおよぶ。「主人とよばず夫とよびましょう」は1955年第1回母親大会のスローガンだった。
- (7)序文の執筆者は金田一春彦。
- (8)石原慎太郎東京都知事は2000年4月9日、陸上自衛隊練馬駐屯地の創隊記念式典でありさつし「三国人、外国人の凶悪な犯罪が繰り返されており、震災が起きたら騒擾事件が予想される。警察には限度があり、災害だけでなく治安の維持も遂行してもらい

たい」と訴えた。

参考文献

- 遠藤織枝(1998)『気になります、この「ことば」』(小学館)
- ことばと女を考える会編(1985)『国語辞典にみる女性差別』(三一書房)
- 佐竹久仁子(1984)「辞書にみる女性観—小学生用国語辞典の用例から」(『言語生活』387号)
- 田中和子(1984)「新聞にみる構造化された性差別表現」(『マスコミと差別語問題』磯村英一・福岡安則編、明石書店)
- 中村桃子(1995)『ことばとフェミニズム』(勁草書房)
- 宮島達夫(1977)「語彙の体系」(『岩波講座日本語9 語彙と意味』、岩波書店)
- Kramarae, Cheris and Paula A. Treichler(1985) *A Feminist Dictionary*. Boston: Pandora Press.
- Treichler, Paula A.(1989)'From discourse to dictionary: how sexist meanings are authorized', in F.Frank and P.Treicher (eds.) *Language, Gender, and Professional Writing*.

(さたけ くにか)